

事業者健診結果データ(40歳から74歳の方)を提供いただくことで

特定保健指導が無料でご利用いただけます。

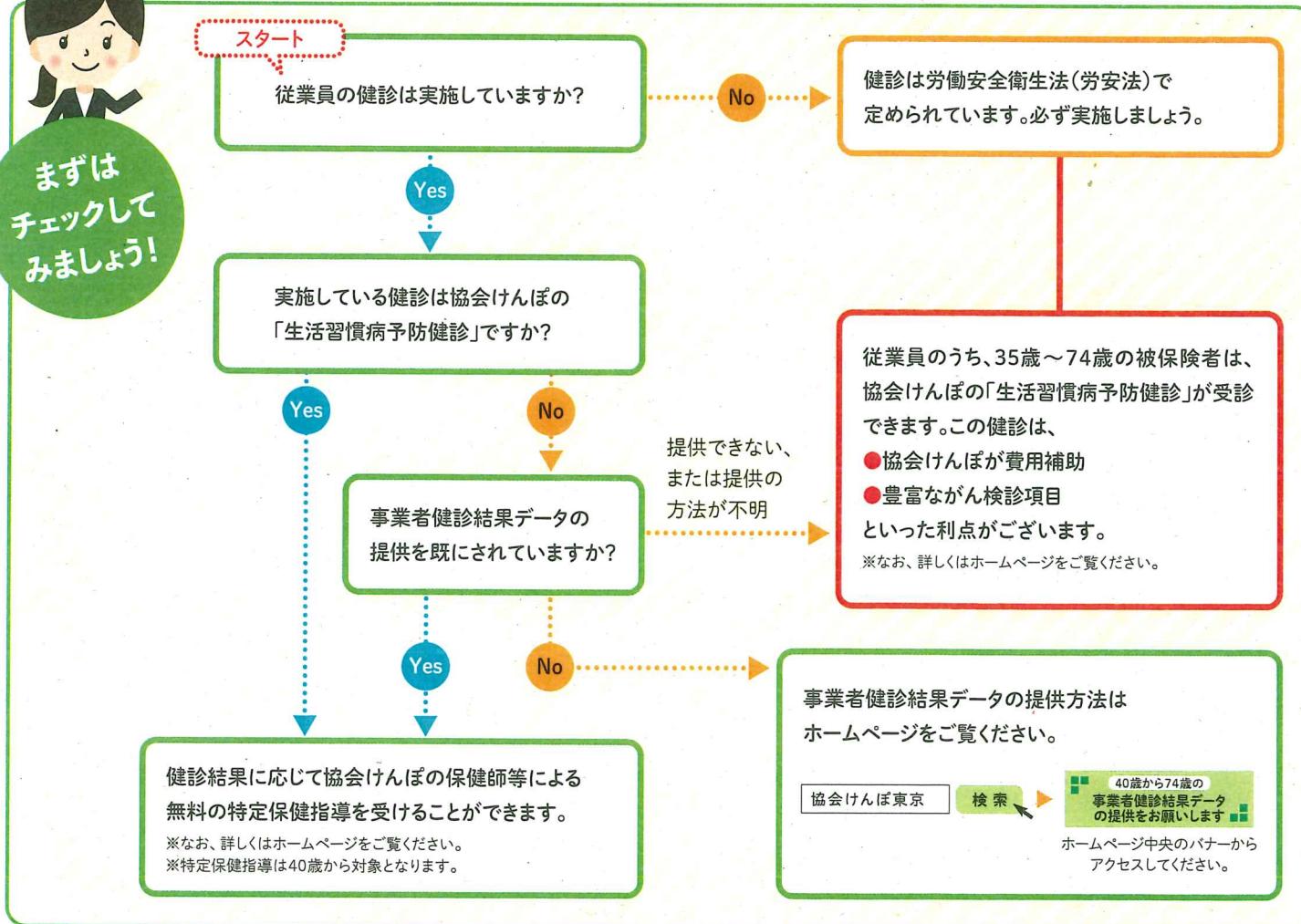
協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)を対象に生活習慣病予防健診を行っており、その結果に応じて、協会けんぽの保健師等による無料の特定保健指導も行っています。

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていなくても、労働安全衛生法に基づく事業者健診(定期健康診断)結果データを協会けんぽへ提供いただくことで、特定保健指導を無料でご利用いただくことができます。

専門職(保健師・管理栄養士)による特定保健指導

国の法令に準じて、専門職による個別面談を実施します。生活習慣病の発症リスクが高い方へ、初回面談(個別もしくはグループ)を行い、その後3ヶ月以上にわたり、メール・電話・手紙による支援を行います。一人一人の生活習慣をお聞きし、改善に向けた適切なアドバイスを行います。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス7階
電話:03-6853-6111(代表)

協会けんぽ東京 検索

2022.4



協会けんぽ東京支部ご加入の経営者の皆さまへ

「健康企業宣言®」をはじめましょう!

企業全体で社員の健康づくりに取組むことを宣言することです。一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定されます。認定後は、企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができ、その他特典も受けることができます。また、「健康企業宣言®」の取組みを協会けんぽがサポートします。

※健康企業宣言®は、全国健康保険協会の登録商標です。

健康企業宣言®とは?

特典

みずほ健康アシスト

(東京都中小企業制度融資「政策特別」
みずほ銀行【経営基盤強化】)

「健康企業宣言®」にエントリーした事業所に対し、東京都中小企業制度融資「政策特別」を活用した資金調達の支援や外部専門機関による健康課題解決のサポートが受けられます。

※ご利用にはみずほ銀行による審査があります。
※一部内容が変更になることがあります。

健康企業応援・ ダイバーシティ推進保証制度 (東京信用保証協会)

「健康企業宣言®」にエントリーした中小企業に対し、信用保証料率の優遇が受けられます。

※ご利用には東京信用保証協会による審査があります。

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

「健康企業宣言®」から健康優良企業認定までの流れ



健康企業宣言 東京推進協議会

健康企業宣言東京推進協議会とは

東京都内の中小企業による健康経営、健康づくりの取組みを支援・普及・促進することを目的とした、協会けんば東京支部や東京都などの自治体、東京都商工会連合会などの経済団体等の関係団体による協議会です。



FAQ

健診についてよくあるお問い合わせ

生活習慣病予防健診・特定健診に関して、よくいただくご質問のうち、特にお知らせしたい事項3つをご紹介します。

その1 健診は、年度内1回に限り、協会けんぽが費用補助をします。

協会けんぽからの費用補助は、被保険者（生活習慣病予防健診）・被扶養者（特定健診）とも、当該年度内（4月から翌年3月）に1回限りです。当該年度内の2回目の健診については、全額自己負担になります。

その2

被保険者の健診
生活習慣病
予防健診

は、35歳以上
(ご本人)

被扶養者の健診
特定健診

は、40歳以上が対象です。
(ご家族)

被保険者の健診

生活習慣病
予防健診

被扶養者の健診

特定健診

35歳未満の場合、協会けんぽからの費用補助の対象外です。35歳未満の被保険者が若年層健診等を受ける場合は、健診機関にご相談ください。

*子宮頸がん検診のみ、20歳から38歳までの偶数年齢の被保険者にも費用補助があります。

40歳未満の場合、協会けんぽからの費用補助の対象外です。全額自己負担で健診を受ける場合は、健診機関にご相談ください。

年度内に75歳に到達される被保険者・被扶養者が、健診を受ける場合は、誕生日の前日までに受診が必要です。

その3

被保険者の健診
生活習慣病
予防健診

は、健診機関へのご予約だけで受診できます！

以下の手順で受診していただくようお願いいたします。

健診機関へのご予約時は、健康保険証の記号・番号、保険者番号、生年月日、健診受診希望日、健診の種類をお伝えいただく必要があります。

受診までの手続き

① 受診を希望する健診機関に予約する

（協会けんぽへの申し込み手続きは不要です）



協会けんぽの生活習慣病
予防健診の予約を行いたい
のですが。
受診希望日は〇月〇日です。

② 健診を受ける

受診当日は、保険証を
必ず持参してください。



補助をご利用いただける健診機関については、協会けんぽのホームページに掲載しております。
(東京都以外の健診機関でも受診いただけます)。

協会けんぽ 健診実施機関等一覧

検索



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ



健診をまだ受けていないあなたへ

なぜ

メタボだと危険なの？

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、内臓脂肪の蓄積による肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常などの動脈硬化の危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。メタボを放置しておくと動脈硬化が急速に進行し、心臓病や脳卒中などの生活習慣病を引き起こすリスクが高まります。メタボを予防するためにも、年に一度の健診を忘れずに受けましょう。

協会けんぽでは、被保険者（加入者ご本人）に生活習慣病予防健診を、被扶養者（加入者ご家族）に特定健診をご用意しています。今年度の健診は、もう受けられたでしょうか？

生活習慣病と呼ばれる心疾患や脳血管疾患、がんなどの怖いところは、初期の段階では自覚症状がほとんどないことです。自覚症状が現れる頃には、病状が進行しまっているケースも少なくありません。

病気の予防や早期発見のためには先手必勝！年に一度は健診を受けて、自分の身体をチェックしましょう。

協会けんぽの健診

対象者

ご本人 35歳から74歳の被保険者

健診内容

生活習慣病予防健診

一般健診、付加健診、
乳がん・子宮頸がん検診など

がんや糖尿病など、主に生活習慣によって引き起こされるさまざまな病気の予防のための検査を行います。検査項目は、特定健診や企業の定期健康診断（事業者健診）の検査項目を含んだ総合的な内容となっています。単独で受診できる子宮頸がん検診は、20歳から38歳までの偶数年齢の女性の被保険者が対象です。

がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん検診が含まれています。
乳がん・子宮頸がん検診は、年齢により受けられます。

特定健診

身体計測などの基本的な健診、
心電図検査などの医師の判断により
実施する詳細な健診

メタボリックシンドロームのリスクに着目した健診です。受診する際は、「受診券」が必要です。4月に被保険者のご自宅宛てにお送りした「受診券」がお手元にない場合、協会けんぽ東京支部にお問い合わせください。

健診を受けた後は、
特定保健指導を
ご利用ください

特定保健指導は、将来、生活習慣病の発症リスクが高くなると考えられる方に対して行われる、3ヶ月以上の健康づくりサポートです。

特定保健指導の対象者は、内臓脂肪の蓄積の程度と心疾患などのリスク要因（高血圧、高血糖、脂質異常）の数および喫煙習慣の有無から判定します。

お申し込み
郵送

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会 東京支部 保健グループ

お問い合わせ
電話

03-6853-6111(代表)
受付時間 9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日と年末年始を除きます)